

地域自治区制度について

地域自治区制度

※ 平成16年の地方自治法改正により創設

趣旨等	・ 住民自治の充実の観点から、区を設け、住民の意見を取りまとめる地域協議会と住民に身近な事務を処理する事務所を置くもの。 ・ 市町村に地域自治区を置く場合、当該市町村の全域に置かなければならない。（合併時は例外） ・ 住居表示に地域自治区の名称を冠することとはされていない。（合併時は冠する） ・ 法人格なし。
地域協議会の権限	・ 条例で定める地域自治区の区域に係る重要事項等について市町村長が意見聴取／市町村長等に対する意見具申権。 （重要事項の例） ・ 区域内の公の施設の設置及び廃止 ・ 区域内の公の施設の管理のあり方 （意見を述べることができる事項の例） ・ 地域福祉に関する事項 ・ 地域の環境保全に関する事項
地域協議会の構成員	（選任） ・ 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村の長が選任。多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 （任期） ・ 4年以内において条例で定める期間。
設置期間	・ 制限なし。 （合併時は、合併協議で定める期間）
事務所	・ あり。市町村の事務を分掌するとともに地域協議会の事務を処理。 ・ 事務所長にかえて、区長を置くことはできない。（合併時は可）
予算編成権	・ なし。市町村において地域自治区に係る予算を措置。

地域自治区の概況

	一 般 制 度
設置団体数	17団体 (123自治区)
設置期間	大半の団体で設置期間を設けていない。
条例に定める市町村の施策に関する重要事項であって、地域協議会の意見を聴かなければならない事項	・ 市町村の基本構想の作成等に関する事項： 51% ・ 各種公的施設の管理に関する事項： 24% ・ 町村建設計画(合併市町村基本計画)の変更に関する事項： 20% ・ 市町村建設計画の執行状況に関する事項： 20% ・ 予算編成に関する事項： 11%

※ 平成19年10月1日時点。

(参考)地域協議会の意見を聴かなければならないとされている(重要)事項の例

・ 岩手県花巻市

- 建設計画に関する事項
- 基本構想及び総合計画に関する事項
- 各種地域計画に関する事項

・ 秋田県横手市

- 建設計画に関する事項
- 基本構想に関する事項
- 地域振興のための基金の活用に関する事項
- 地域づくり予算の協議及び執行に関する事項

・ 千葉県香取市

- 基本構想等(建設計画を含む。)のうち、その区域に係る重要事項(予算を含む。)
- 区域内の公の施設の設置及び廃止に関する事項
- 区域内の組織及び機構の重要な変更に関する事項

・ 山梨県甲州市

- 甲州市まちづくり計画の変更にすること
- 基本構想及び総合計画その他これらに準ずる計画の作成又は変更に関する事項

地域協議会の構成員の状況

	一 般 制 度
構成員属性	構成員の約70%が「公共的団体等を代表する者」。公募については、全体の約10%。
構成員定数	15名～20名としているものが約70%。

※ 平成19年10月1日時点。

(参考)地域協議会の構成員を推薦する公共的団体の例

自治会連合会
 民生児童委員協議会
 老人クラブ連合会
 地域婦人会連絡協議会
 PTA協議会
 子ども会育成連絡協議会

自治公民館連絡協議会
 消費者団体連絡協議会
 消防団本部
 農業協同組合
 農政推進協議会
 漁業協同組合

地区体育会連合会
 商工会
 振興会
 青少年育成協議会
 地区社会福祉協議会
 保育所・幼稚園関係団体

特色ある事例① 愛知県豊田市

- 豊田市においては、平成17年10月に地域自治区(一般制度)を設置。現在、12の地域自治区を設置。
 - ※ 平成17年10月に、6つの旧町村に設置。
平成18年4月に、旧豊田市内に6つ設置。
- 地域協議会委員数は計448人。
- うち約75%は公共的団体等を代表する者、約15%は公募、約10%は地域の行政運営に関し優れた見識を有する者等。
- 住民が主体となって実施する「わくわく事業」に対する補助金の交付にあたって、地域協議会において、公開審査を実施。各地域協議会には、補助金の財源として、一地区※あたり500万円が配分。
 - ※ 豊田市内計26地区。

(「わくわく事業」の例)

- ・ 保険、医療又は福祉の推進を図る事業
- ・ 地域の伝統・文化等の振興を図る事情
- ・ スポーツの振興を図る事業 等

特色ある事例② 岐阜県恵那市

- 恵那市においては、平成17年1月に地域自治区（一般制度）を設置。現在、13の地域自治区を設置。
 - ※ 平成17年1月に、5つの旧町村に設置。
 - 平成19年4月に、旧恵那市内に8つ設置。
- 地域協議会委員数は計282人。
- うち約85%が公共的団体等を代表する者。
- 各地域自治区ごとに、地域協議会が認定する「まちづくり実行組織」を設置。
- 5億円を、平成18～22年度の5年間で、市内の13地域自治区に人口等に応じて配分し、この「まちづくり実行組織」が行う各種事業に助成。

（事業の例）

- ・ 防犯パトロール、防犯マップづくり
- ・ 町並み保存 等

地域自治区制度によらない協議会等の設置事例

条例による事例①

○神奈川県川崎市

- 川崎市自治基本条例により区民会議を設置。
- 区民会議は、区における課題を、参加及び協働により解決することを目的として調査審議する場。
(例)子育て支援、身近な環境の改善、まちの活性化
- 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を市政等に反映するよう努める。
- 同会議の構成員は、20名以内。区内に住所を有する人のほか、区内に勤務又は通学する人、区内で事業活動を行う人なども含まれる。

(参考)

○ 川崎市自治基本条例(抄)

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民(その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)によって構成される会議(以下「区民会議」といいます。)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

- 2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

○ 川崎市区民会議条例(抄)

(組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
 - (2) 区民会議の委員に応募した者
 - (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

地域自治区制度によらない協議会等の設置事例（続）

条例による事例②

○兵庫県神戸市

- ・神戸市まちづくり条例により、まちづくり協議会制度を創設。住み良いまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した協議会を、まちづくり協議会として認定する制度。
- ・まちづくり協議会は、地区のまちづくりの構想に係る提案を「まちづくり提案」として策定することができる。
- ・市長は、施策の策定及び実施にあたっては、「まちづくり提案」に配慮するよう努める。
- ・構成員は、町内会、自治会役員、青少年委員、民生委員、PTA等。

（参考）神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（神戸市まちづくり条例）（抄）

（まちづくり協議会の認定）

第4条 市長は、まちづくり提案の策定、まちづくり協定の締結等により、専ら、地域の住み良いまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した協議会で、次の各号に該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

- 1 地区の住民等の大多数により設置されていると認められるもの。
- 2 その構成員が、住民等、まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずる者であるもの
- 3 その活動が、地区の住民等の大多数の指示を得ていると認められるもの

（まちづくり提案の策定）

第7条 まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、住民等の総意を反映して地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。

（まちづくり提案への配慮）

第8条 市長は、住み良いまちづくりを推進するための施策の策定及び実施にあたっては、まちづくり提案に配慮するよう努めるものとする。

地域自治区制度によらない協議会等の設置事例（続）

条例によらない事例

○静岡県静岡市

- ・「静岡市区民懇話会設置要綱」により区民懇話会を設置。
- ・同懇話会は地域の諸問題に関すること、区の魅力ある地域づくり等について区長に提案。
- ・同懇話会の構成員は、市・区において活動する団体の代表者、区民等（10人程度）。

（参考）静岡市区民懇話会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 静岡市は、区の区域に居住し、通学し、又は通勤する市民（以下「区民という。」）の参画により区の魅力ある地域づくりを推進するため、それぞれの区に区民懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について審議し、区長に提案するものとする。

- （1）地域の諸問題に関すること。
- （2）区の魅力づくり事業に関すること。
- （3）区民交流の促進に関すること。
- （4）区の特性を活かしたまちづくりに関すること。
- （5）前各号に定めるもののほか、その他区における施策に関すること。

（組織）

第3条 懇話会は、委員10人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- （1）市内全域を活動区域とする団体の代表者
- （2）区の区域に所在する団体の代表者
- （3）区民

3 区長は、前項第3号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

第27次地方制度調査会答申の概要（地域自治組織関連）

「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（平成15年11月）（抄）

第1 基礎自治体のあり方

4 基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み

- 住民自治の強化を図るとともに、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を発揮する仕組みをつくっていくため、基礎自治体内の一定の区域を単位とする地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できるとすべき。
- 地域自治組織のタイプとしては、一般制度として行政区的なタイプ（法人格を有しない。）を導入すべきであるが、市町村合併に際し、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合には、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する。）を設置できるとすることが適当。
- 地域自治組織には、地域協議会（仮称）、地域自治組織の長及び事務所を置く。
地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任。
地域協議会の構成員は、原則として無報酬。
- 地域自治組織（一般制度）は、住民に身近なところで住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能、住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有する。
区域をはじめ基本的な事項は、基礎自治体の条例で定める。
基礎自治体の長が地域協議会の構成員を選任するに当たっては、地域を基盤とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ぶこととするなど、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮する必要。